

四
發行方法の適用
三
の法規の適
二
の法律及
一
の法律及び
發行規則の
省令第
平成二十三年
省令第
平成二十三年
財務省告示
○

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

ロ
イ
方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

法め當七つ定う額
 律のに億いにち面
 第公必四て基、金
 三債要千はづ財額
 条のな九、き政で
 第発財百額発法九
 一行源九面行第千
 項のの十金し四九
 の特確万額た条百
 規例保円で利第九
 定にを、五付一十
 に關國財百國項九
 基する政四債の億
 づるた運十に規円

込募各当も各
 み限国ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を囲別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご務後格競
 行參よと大に競争
 一加るに臣行争入
 と者發応がわ入札
 い・行募各れ札發
 う第へ限國るの行
 。II以度債入募
 非下額市札入と
 価一を場でのい
 格國定特あ決う。
 競債め別つ定一
 争市る參てを及
 入場も加、しび
 札特の者財た価

七

ハ

ロイ
払

争非者特国行争非者特国入価込
 入価・別債入価・別債札格金
 札格第参市札格第参市発競金
 発競II加場発競I加場行争額

六百五十六億五千三十三万円

千兆四百億八千億七百四十万円

ハ

ロ

行争非者特国行争非者特国
 入価・別債入価・別債札格金
 札格第参市札格第参市
 発競II加場発競I加場

でた条特六利第別百付一會四國項計十債のに三に規關億つ定す円いにるて基法、づ律額き第面發四金行十額し六

でた条特百に規關千はき九利第別四つ定す九、發百付一會億いにる百額行九國項計五て基法四面した十債のに千はづ律十金四に規關六、き第五額億つ定す十額發四万で円いにる五面行十円三国て基法万金し六、千、づ律円額た条特四に額き第で利第別十に面發四六付一會六つ金行十千國項計億い額し六四債のに九て

十 四	十 三 二	十 口 イ 一	十 八 發	九 八 振 額 最
初	の 経 利 入 價 · 別 債 行 争 非 者 特 国 入 價 発			替 低 行
期	払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 · 別 債 札 格 行 行			額 単 面
利	込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 價			位 金
子	み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日			
期 平	る 定 り 払 募 年		額 五 額 平 す 額 の 振	五
と 成	。 す 算 込 入 ○		面 錢 面 成 る の 記 替	万
し 二	る 出 金 決 ·		金 以 金 二 。 整 載 法	円
、 十	期 し 額 定 四		額 上 額 十 八 数 又 の	
次 八	日 た に の パ		百 の 百 八 倍 は 規	
の 年	に 金 加 通 ।		円 そ 円 年 の 記 定	
算 九	払 額 え 知 セ		に れ に 五 金 錄 に	
算 九	い を 、 を ン		つ ぞ つ 月 額 は よ	
式 月	込 第 次 受 ト		き れ き 二 に 、 る	
に 二	む 二 の け		百 の 百 十 よ 最 振	
よ 十	も 十 算 た		二 応 一 三 る 低 替	
り 日	の 号 式 者		円 募 円 日 も 額 口	
算 を	と に に は		十 價 九 の 面 座	
出 支	す 規 よ 、		錢 格 十 と 金 簿	
し 払				

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4}{100 \times 365}$$

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払者入払元償償 後第
込札場利還還 の二
期參所金金期 利期
日加支額限 子以

平 財 日額平利てを毎
成 務 本面成子、支年
二 大 銀金四をそ払三
十 臣 行額十支の期月
八 か 百八払日と二
年 ら 円年う以し十
五 通 に三。前、日
月 知 つ月六各及
二 を き二月支び
十 受 百十間払九
三 け 円日 に期月
日 た 属に二
者 た すお十
る い 日

規下は期た
定、が金
す次そ銀額
る号の行を
期及翌休
日び営業
に第業日
つ十日に
い六にた
て号支當
同に払た
じおうる、
いへと支
て以き払

$\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100 \times 2}$